別記様式第２号

処　分　基　準

平成２７年４月１日作成

法　令　等　名	古物営業法施行規則
根　拠　条　項	第１９条の１４第１項
処分の概要	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	古物営業法　第２２条第４項、第３項（認定外国古物競りあっせん業者に対する報告徴収） 古物営業法施行規則　第１９条の５第２号～第４号、第６号（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第１９条の６（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第１９条の１２（準用）
処　分　基　準	古物営業法施行規則第１９条の１４第１項各号に該当する場合に、認定を取り消すこととする。ただし、次のように認定外国古物競りあっせん業者に帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除く。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の業務を行う役員が規則第１９条の１２第２号から第４号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	生活安全部保安課営業第三係 （電話０６－６９４３－１２３４　内線３１７９１）
備　　考	